

退職給付会計基準の国際比較

公認会計士 小澤 元秀

はじめに

わが国で退職給付会計基準が導入されて 5 年余りが経過した現在、多くの企業の退職制度への会計基準の実務適用を通じてさまざまな問題が明らかにされてきた。

本稿では、わが国に導入された退職給付会計基準の実務適用上の諸問題の中で、特に国際的な基準との取り扱いが異なる項目について、日本と国際(または米国)基準のそれとを比較することにより、それぞれの特徴を明らかにしたい。また財務諸表の比較可能性の視点から当該差異の内容や発生原因を分析するとともに、最近の年金会計を巡る国際的な動向に触れることにより、今後の退職給付会計基準の方向性についての示唆を提供することを目的とする。

なお、本稿は2005年9月9日の退職給付ビッグバン研究会での講演「退職給付会計基準の国際比較」の原稿をもとに加筆したものである。

なぜ今、国際的比較か

わが国の会計基準全般にわたり現在国際的な会計基準との比較が注目されている背景には、次のようなものがあり、このような時流の中でわが国の退職給付会計に係る会計基準等を今一度国際的な基準と比較検討することは意義のあることと思われる。

1. EUにおける国際会計基準の適用

EU域内の公開企業は、既に2005年1月1日よりIFRS(国際財務報告基準)の適用が義務付けられている(いわゆる「IFRS 2005年問題」)。

一方、今日まで欧州市場で資金調達する日本企業にはこれまで日本基準で作成された財務諸表による開示が認められてきた。しかし、2007年以後は日本基準がIFRSと同等であると認められれば従来どおり日本基準が認められるが、同等でないといわれれば日本企業にIFRSによる財務諸表の作成あるいは追加開示が要求されることが明らかとなってきた(いわゆる「IFRS 2007年問題」)。

2. 国際会計基準の日本企業への影響(CESRの助言)

いわゆる「IFRS 2007年問題」は、EC(欧州委員会)から委託を受けたCESR(欧州証券規制当局

委員会)による本年7月の「同等性に関する技術的助言」の公表により一層注目されることとなった。CESRは日本基準とIFRSとの同等性に関する検討を行い、ECへの報告として同助言を公表した。今後ECが当該助言をふまえて検討を行い、最終結論を2005年末あるいは2006年はじめに出す予定となっている。(CESRの技術的助言については後述参照)

3. 年金会計に係る国際的な動向

年金会計についても、国際会計基準や米国会計基準の中でさまざまな改訂が検討され、公表されてきている。とりわけIAS(国際会計基準)第19号は、2004年12月に改訂され、数理計算上の差異(Actuarial gains and losses)の処理や複数事業主制度(Multi-employer plan)についての規定を変更したことは注目に値する。さらにIAS19号についてはIAS37号(引当金等)とともに一部改訂の公開草案が2005年6月に公表されている。

さらに、前述したCESRによる同等性に関する助言においても、後述のようにわが国の退職給付会計基準とIAS19号との差異について言及されている。

また、わが国の会計基準の国際化への動きはASBJ(企業会計基準委員会)とIASB(国際会計基準理事会)との会計基準統合プロジェクトとして進行していることも注目に値する。

4. わが国の退職給付会計の諸問題

退職給付会計基準がわが国の実務に導入されて5年あまりが経過して、退職給付会計実務の中でいくつかの問題が明らかにされてきた。それらの中でも次の諸問題は重要であると思われる。

1. 期間帰属(Attribution)の方法
2. 代行部分(総合型基金)の退職給付債務
3. キャッシュ・バランス・プランの債務計算
4. 退職給付信託の扱い

これらの中には国際的にも論議されている事項も含まれており、今後の海外における動向を注視しながら、それらとの整合性を保ちつつわが国の退職給付会計制度上における取り扱いを明確にすべきものと考えられる。

退職給付会計の主たる国際的な相違点

会計制度としてのわが国の退職給付会計基準や実務は、どの程度国際的なそれらと相違しているのだろうか？

退職給付に係る監査実務等を通じて筆者が認識している範囲でも、わが国の退職給付会計基準および実務指針等による処理と国際会計基準や米国会計基準のそれとは次の諸点において相違している。

1. 退職給付債務計算における割引率の設定方法
2. 退職給付債務計算における期間配分の方法
3. 年金資産・退職給付債務の評価時点
4. 数理計算上の差異に関する重要性基準の適用
5. 数理計算上の差異の償却方法
6. 過去勤務費用の償却方法
7. 退職給付引当金の借方残高(前払年金費用)の計算
8. 退職給付制度移行・終了の会計
9. 厚生年金基金の代行返上の会計
10. 退職給付信託の扱い
11. 注記による開示

これらの各項目についてわが国の会計基準と米国基準及び国際会計基準とを比較すると図表1のようになる。

図表1 アメリカ基準・国際会計基準と日本の「退職給付に係る会計基準」との比較

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
基準名等	退職給付に係る会計基準等	IAS19号「従業員給付」	SFAS87号「事業主の年金会計」 SFAS88号「事業主の給付建年金制度の清算・縮小及び雇用終了給付の会計」
割引率の設定方法	割引率:安全性の高い長期の債券(国債,政府機関債及び優良社債)の利回りを基礎とした割引率を用いなければならない。(二2(4)) (一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる(注解6)。)	割引率:貸借対照表日における優良社債の市場利回りを参照して割引率を決定しなければならない。(§78)	割引率:年金給付が実際に清算される利率を反映する。(年金契約に内在する利率,年金給付保証公社の公表利率,優良な確定収益投資の利回りを例示。)(SFAS87 §44)
評価時点	特に規定されていないため、貸借対照表日となる。	貸借対照表日で算定した場合と重要な差異がないように定期的に算定しなければならない。(§56)	貸借対照表日か貸借対照表日前3ヵ月以内の日(継続が必要)で每期測定しなければならない。(SFAS87 §52)
過去勤務費用の償却方法	原則として、各期の発生額について平均残勤務年数以内の一定の年数で按分した額を毎期費用として処理しなければならない。(三2(4))	権利確定までの平均期間にわたり定額償却する。 すでに権利確定しているものについては即時償却する。	個人別の残存勤務期間または平均残存勤務期間にわたり定額償却する。(SFAS87 §25.26) 制度の大半が退職者である制度に

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
	退職従業員に係る過去勤務債務は、これを区分して即時に費用として処理することができる。(注解11)	(§ 96)	については、残存勤務期間に代えて余命期間にわたり償却する。(SFAS87 § 25)
保険数理的損益(数理計算上の差異)の償却方法と重要性基準の適用	原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。(三2(4)) 回廊アプローチは採用せず、基礎率に重要な変動がない場合にはこれを変更しないことができる。(意見書四3)	未償却累計額のうち、年金債務と年金資産のいずれか大きい方の10%以内の部分は償却しないことができる(回廊アプローチ)。(§ 92) 10%超過額は、従業員の残存勤務年数にわたる均等償却が最低限要求される。これより早期の償却となる規則的償却は、一括償却を含めてすべて認められる。(§ 93)	未償却累計額のうち、年金債務と年金資産のいずれか大きい方の10%以内の部分は償却しないことができる(回廊アプローチ)。(SFAS87 § 32) 10%超過額は、従業員の残存勤務年数にわたる均等償却が最低限要求される。これより早期の償却となる規則的償却は、一括償却を含めてすべて認められる。(SFAS87 § 32,33)
前払年金費用の会計	数理計算上の差異(差益)または負の過去勤務債務により年金資産が超過した場合には当該超過額について前払年金費用としない。(注解1(1)) ただし、上記規定は平成17年4月以降適用しない。(企業会計基準第3号)	未認識の保険数理上の損失及び過去勤務費用と利用可能な経済便益(制度からの返還または将来の掛金の減少)の合計額を上限とする。(§ 58)	特段の規定なし。
費用の配分方法	原則 期間定額基準(意見書四.2) 例外 給与総額基準・支給倍率基	原則 給付算定式 例外 期間定額基準(§ 67)	給付算定式(SFAS87 § 40) 例外 期間定額基準(SFAS87 § 42)

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
	準		
年金制度の廃止、年金債務の清算・縮小の場合の会計処理	制度の終了部分に係る退職給付債務と支払額との差額及び終了部分に対応する未認識数理計算上の差異・過去勤務債務を損益として認識する。(企業会計基準適用指針第1号)	給付建制度の縮小または清算が生じた場合には、その結果生ずる給付建債務・年金資産の増減額及び関連する保険数理損益・過去勤務費用を損益として認識しなければならない。(§109)	清算に関連するPBOの増減及び未認識保険数理差異を清算発生時に(SFAS88 §9)、縮小に関連するPBOの増減及び未認識過去勤務費用を縮小発生時に(SFAS88 §12)それぞれ損益として認識する。
厚生年金基金の代行返上	将来分免除認可日に過去勤務債務を認識、過去分返上認可の日に退職給付債務と返還相当額の差額及び対応する未認識項目を一時損益として認識、返還日に返還相当額と実際の支払額の差額を一時損益として認識する。(実務指針第13号)	特段の規定なし。	将来分免除認可日にPBOを固定、返還日にPBOと実際の支払額との差額及び対応する未認識項目を一時損益として認識する。(EITF03-2)
退職給付信託	退職給付(退職一時金及び退職年金)目的の信託財産は、一定の要件を満たしているときは、年金資産に該当するものとする。(実務指針第13号)	特段の規定なし。	年金信託財産が、一定の要件を満たしているときは、年金資産に該当するものとする。(EITF93-3)
注記	(1) 企業の採用する退職給付制度に関する説明 (2) 退職給付債務およびその内訳 (3) 退職給付費用の内訳 (4) 退職給付債務等の計算基	a 数理計算上の差異の認識方針 b 制度の概要 c 認識された資産(引当金)の調整表 d 制度資産の公正価値の金額の内容 e 引当金(資産)の期中変動額 f 認識された費用の内訳	a 給付債務の期首期末の調整 b 制度資産の期首期末の調整 c 積立状況と認識された負債(資産)との調整 d 制度資産の公正価値の金額の内容 e 累積給付債務(ABO)の額 f 今後5年間の給付支払見込額

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
	礎 (5) その他(会計基準変更時差異の処理年数、実際運用収益等) (基準六)	g 制度資産の実際収益 h 数理計算上の諸仮定 (§ 120)	g 翌年度の掛金見込額 h 認識された費用の内訳 i その他包括利益への計上額 j 加重平均による諸基礎率 k 制度資産・退職給付会計債務測定日 l 翌年の医療費の傾向 m 医療費に関する感応度情報 その他 (SFAS132R § 5)

退職給付会計の国際的相違点 - 個別問題の検討

図表1で示した退職給付会計におけるわが国の規定と国際的なそれとの違いの中で、本稿では、1期間配分の方法 2退職給付制度移行・終了の会計 3厚生年金基金の代行返上の会計 について以下で個別に検討する。

(1) 期間配分の方法(期間定額基準の採用)の問題

退職給付債務の各期の発生額を見積る方法として、国際会計基準や米国会計基準では、支給倍率(Benefit formula)基準を原則としているのに対し、わが国の退職給付会計基準では勤務期間を基準とする方法(期間定額基準)が採用されている。(意見書四2)

わが国の会計基準で期間定額基準が採用されている理由については「国際的にも合理的で簡便な方法であると考えられている」(意見書四2(2))ため「我が国においても、この方法を原則とすることとした」(同)とされている。

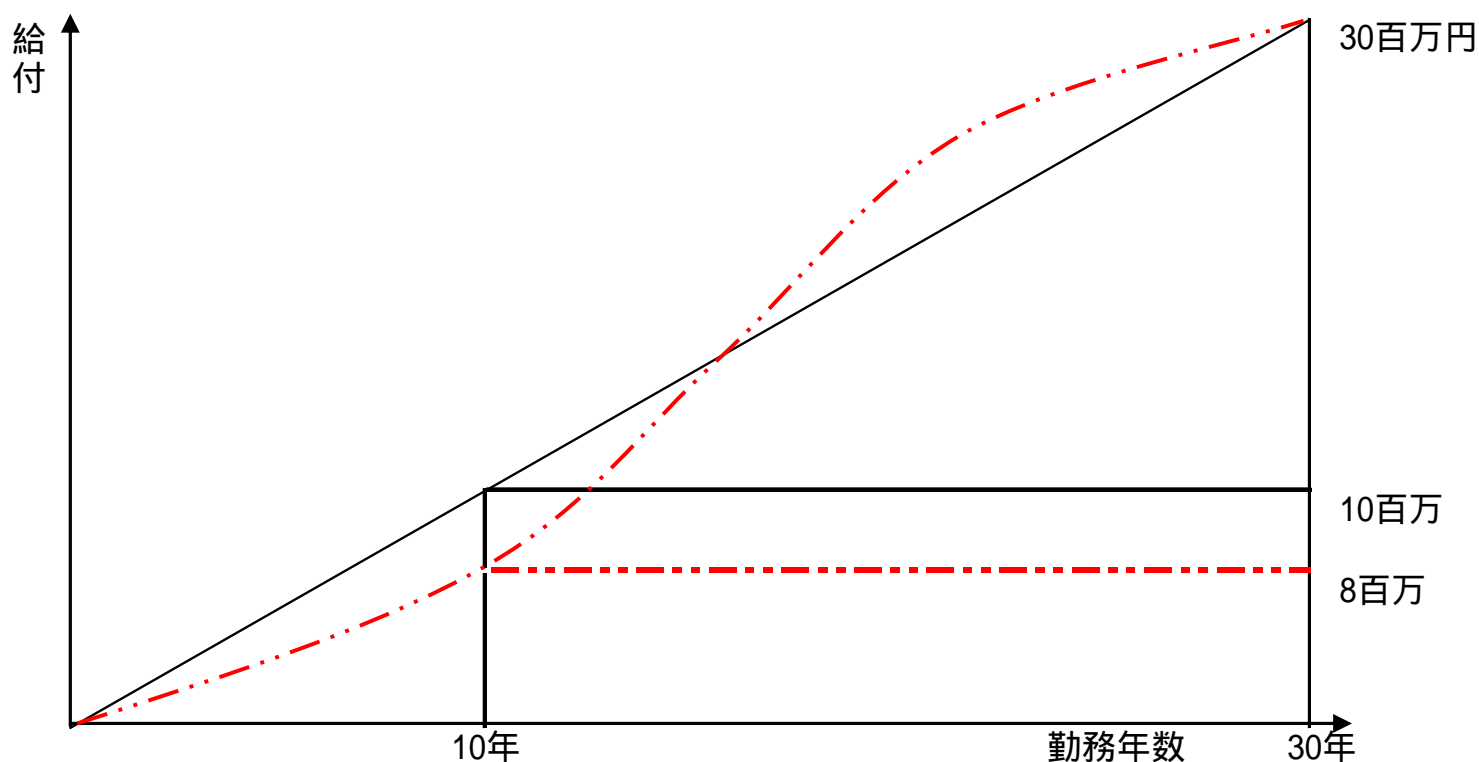
しかしながら、上述のように国際的には支給倍率基準が採用されており、期間定額基準は簡便ではあるが労働の対価としての退職給付の発生を見込む方法として合理的であるとは必ずしも言えないものと思われる。意見書で国際的にも合理的方法としたのは、国際会計基準(従業員給付)の公開草案(E 5 4 Employee Benefits)において期間定額基準が採用されていたためと思われる。しかし、1998年2月に確定し公表された最終基準書は支給倍率基準に変更されている。

期間定額基準は、将来支給される退職給付債務がその勤務期間にわたり定額的に獲得されるという仮定により期末までに発生した退職給付債務及び退職給付費用を見込む方法である。一方支給倍率基準は、将来支給される退職給付債務のうち当期末までに獲得されたのは、退職給付規定により当期までの労働の対価として規定された金額であるとして、期末までに発生した退職給付債務及び退職給付費用を当該金額で見込む方法である。

期間定額基準と支給倍率基準による期間配分の違いは図表2を参照されたい。

図表2 退職給付会計の国際的相違点の検討
 期間配分の方法

期間配分の方法(期間定額基準 VS 支給倍率基準)



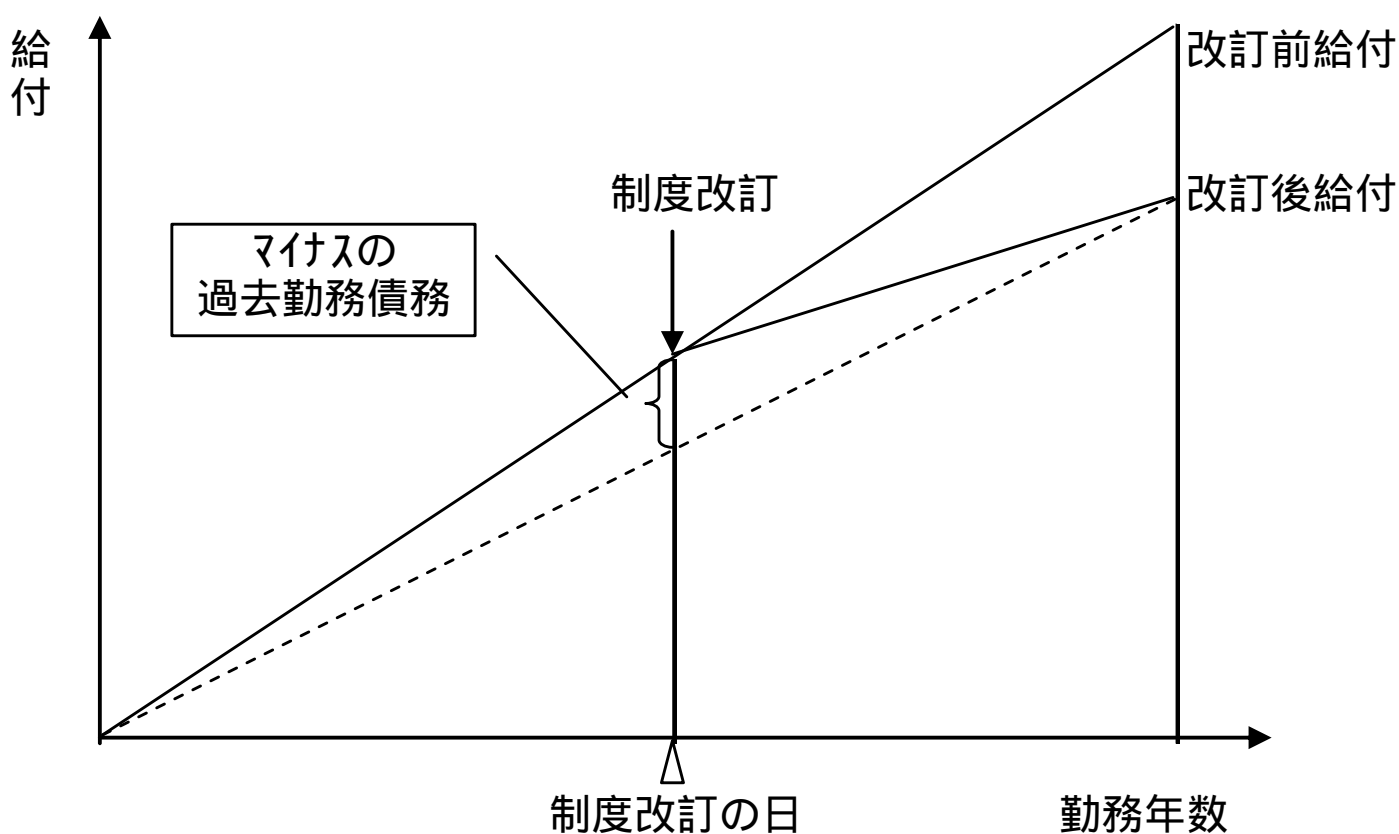
図表2において、縦軸の給付10百万円と8百万円は現在までの勤務年数10年の従業員について今後20年勤務して(通算30年勤務して)退職すると仮定して、退職時の給付額(退職金)を30百万円とした場合の当期末(勤続10年時)までの期間に配分される退職給付債務の額を示している。期間定額基準では30百万円のうち10百万円(30百万円 X 10年 / 30年)が当期末までに発生していると考えのに対して、支給倍率基準では退職給付規定における現時点(10年勤続)の給付額8百万円である。無論、退職給付債務額はこれらを実際のキャッシュフローのある期間(20年)について割り引いた額となる。

また、期間定額基準には制度移行時等において別の問題が生ずる可能性があることも実務上指摘されている。

すなわち、退職給付制度の改定等により将来勤務期間の給付削減が行われた場合に期間定額基準による配分方法を用いると削減後の将来の退職給付見込額が直線的に全勤務期間に配分される結果、将来期間にのみ対応する給付削減の影響が過去勤務期間にも反映されてしまい、結果として過大な(利益方向の)過去勤務債務が会計上認識されてしまう可能性がある。(図表3参照)

図表3 退職給付会計の国際的相違点の検討
期間配分の方法

期間定額基準の問題



このように制度変更により給付が下方修正されたような場合に期間定額基準の期間配分法を単純に適用することにより過大なマイナスの過去勤務債務が生じないようにするためには、制度改訂前と改訂後のそれぞれに分けて期間定額基準を適用して退職給付債務等を計算する等の工夫が必要となってくる。

わが国の会計基準では期間定額基準が「国際的にも合理的で簡便な方法であると考えられている」として採用されているのに対して、SFAS87号が支給倍率(給付算定式)基準を採用した理由を次のように述べていることは興味深い。

すなわち、「ある交換の実質が当事者間の契約が示してみるものと異なることを証明する説得力ある事実が存在しない場合、会計は伝統的に、当該交換を記録する基礎として契約の条項を参考にしてきた。これまで使用されてきた全ての期間配分方法は、従業員が退職時に受け取る給付を見積もるにあたって給付算定式を考慮に入れている。しかしながら、年金会計にこれまで使用されてきた他のいくつかの方法と異なり、本基準書が規定している方法は、勤務の各年度に稼得された給付、したがって発生した費用を測定する基礎として、より直裁に制度の算定式を重視する。」(SFAS87, para.97)としている。

(2)退職給付制度移行・終了の会計

退職給付会計基準が導入された後、経営者等によるその影響の大きさの認識が浸透するに至り近年では多くの企業がリストラや退職給付制度の見直しを実施してきている。

ところで、退職給付会計(年金会計)の特徴の一つは、遅延認識である。すなわち、実際の年金資産運用収益が期待運用収益を超過した場合等に生ずる数理計算上の差異、制度変更により給付水準を変更した場合に生ずる過去勤務債務などについては、日本の会計基準においても国際会計基準・米国会計基準においても、その経済的事象の発生時に認識するのではなく、従業員の予想残存勤務年数等の期間にわたり償却することにより、発生時に比べて会計上遅れて認識することを原則とする。(但し、国際会計基準と米国基準では数理計算上の差異の費用処理について所謂コリドー・アプローチが採用されているため、わが国の会計処理とは異っている。)

しかし、かかる遅延認識は継続している年金制度を前提にした通常の退職給付の会計処理方法である。一方、このような退職金規定の廃止など制度の継続の前提が成立しない場合には、退職給付に係る従業員の将来の勤務という遅延認識の根拠となるベースが失われるため、過年度に発生した数理計算上の差異や過去勤務債務の会計上の未認識部分について遅延認識は適用せず、一括で損益処理すべきことになる。

このように、制度の継続を前提とする場合と制度が終了したり移行する場合とでは会計処理は異なるため、日本基準と米国基準のそれぞれにおいて異なる規定を有している。(図表4参照)

図表4 年金会計に関する日米の主たる会計規定

	日本	米国
継続的制度	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付に係る会計基準 退職給付会計に関する実務指針 退職給付会計に関する Q&A 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主の年金会計 (FAS 87 号) 事業主の年金会計に関する適用指針 (FAS 87 Q&A) 給付建て年金における受給権確定給付の決定 (EITF 88-1)
制度終了移行	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付制度間移行等に関する会計処理 (適用指針 1 号) 退職給付制度間移行等に関する実務上の取扱い (実務対応報告 2 号) 	<ul style="list-style-type: none"> 給付建て年金制度の清算と縮小および雇用終了給付の事業主の会計 (FAS 88 号) 給付建て年金制度の清算と縮小および雇用終了給付の事業主の会計に関する適用指針 (FAS 88 Q&A)
厚生年金制度の代行返上	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金代行返上に関する実務指針の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の厚生年金基金制度の政府代行部分返上に関する会計 (EITF 03-2)

制度移行時等において、未認識数理計算上の差異及び過去勤務債務が全額一括で損益処理されるのは具体的には以下のような場合である。

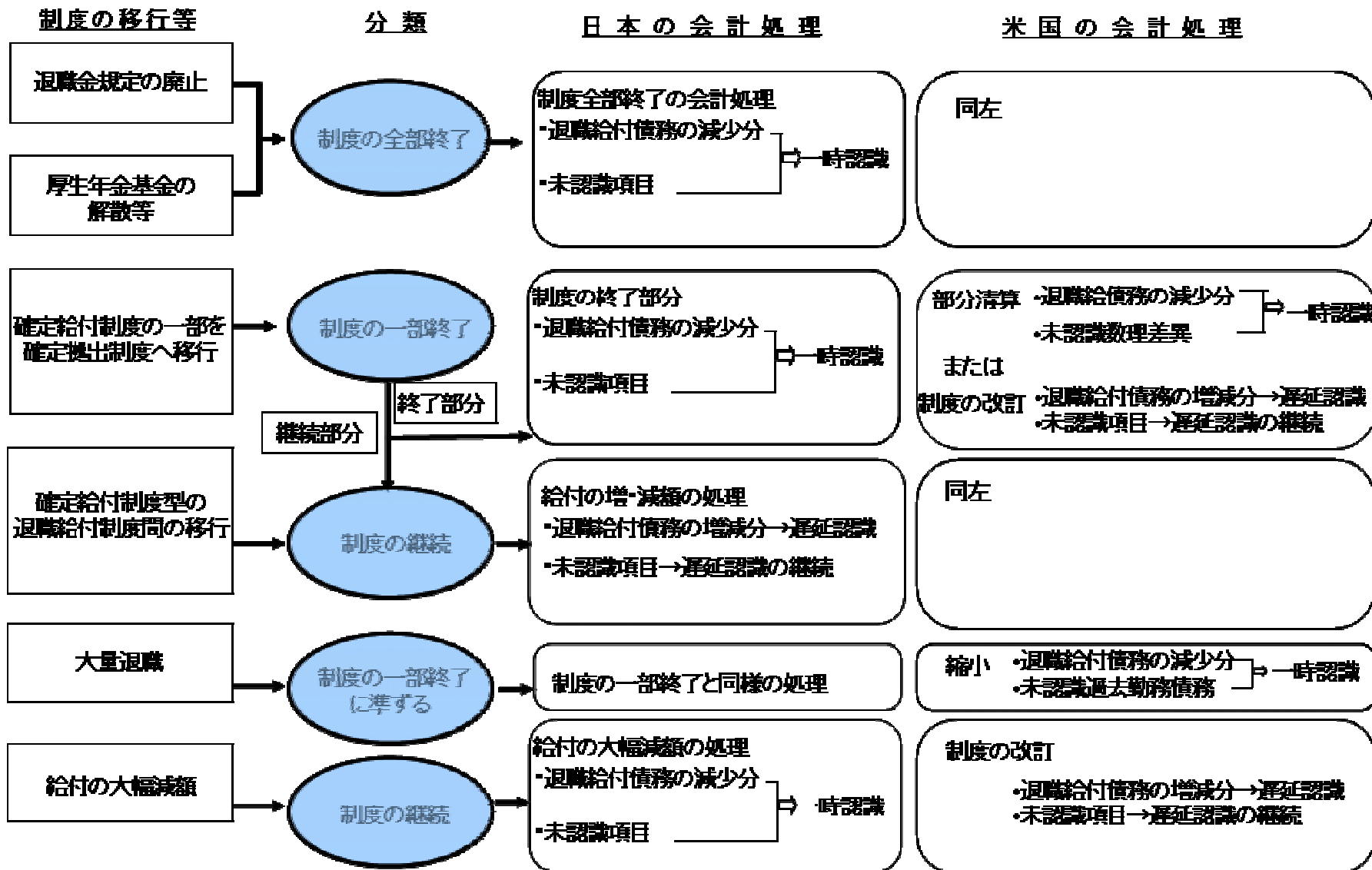
- ・退職給付債務の支払による清算
- ・確定給付金制度の停止又は凍結
- ・清算等により年金資産がすべて消滅
- ・従業員の退職
- ・退職給付制度の終了

わが国の退職給付会計の基準等の用語に従うと、これらの事象は次のように分類できる。

- ・退職金規定の廃止・厚生年金基金の解散等
- ・確定給付制度の一部の確定拠出制度への移行
- ・確定給付制度型の退職給付制度間の移行
- ・大量退職
- ・給付の大幅減額

これらの事象について、日米の会計基準における処理の違いを要約して図示したのが図表5である。

図表5 退職給付制度間の移行等に関する日米の会計処理の比較



なお、退職給付制度を改訂して従来の確定給付年金制度を一部確定拠出年金制度に移行する場合などには、旧制度の全部ではなく、その一部を清算することがありうる。

そのようなケースでの日本基準の処理を設例で示すと以下のとおりである。

前提条件(適用指針第1号の設例より)

1. A社は従来、適格退職年金制度を採用していた。
2. ×1年4月1日に適格退職年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行した。
3. 移行前の適格退職年金制度

1)	移行前の退職給付債務	1,000
2)	移行後の退職給付債務	600
3)	移行前の適格退職年金 制度の年金資産から確 定拠出年金制度への移換額	320

移行前の制度(適格年金)					
	実際 (移行前)	退職給付支払額	予測(終了後)	終了に伴う損益	実際(移行後)
退職給付債務	-1,000	P 320	-680	損益 80	-600
年金資産	700	P (320)	380		380
未積立退職給付債務	-300	0	-300	80	-220
制度間移行に伴う過去勤 務債務	0		0		0
従前からの遅延処理項目 会計基準変更時差異	150		150	A (60)	90
未認識過去勤務債務	50		50	A (20)	30
未認識数理計算上の 差異	-60		-60	A 24	-36
前払年金費用/ (退職給付引当金)	-160	0	-160	24	-136

(仕訳)

1. 終了した部分に係る退職給付債務(1,000-600=400)と年金資産の移換額(320)との差(80)を損益として認識する

退職給付引当金80 / 退職給付費用(終了損益)80

2. 未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は、消滅した退職給付債務の比率で損益に認識する

退職給付費用(終了損益)56 / 退職給付引当金56

このように、確定給付制度の一部が確定拠出年金制度に移行する場合における会計処理も日米間では異なっているので注意を要する。

わが国では「退職給付制度間移行等に関する会計処理」(適用指針1号)等が公表されており、それによる会計処理は上記の設例で示したとおり、部分終了の処理となる。

一方、かかる制度移行の会計規定として米国では「給付建て年金制度の清算と縮小および雇用終了給付の事業主の会計」(FAS88号)等が公表されている。

米国の基準(SFAS88号)では、このようなケースでは部分清算(Partial settlement)が生じているとする。この場合には、未認識数理計算上の差異(清算時の年金資産・退職給付会計の再測定によりあらたに発生するものを含む)を清算した退職給付債務相当分だけ一括損益処理することを原則とする。

わが国で確定拠出年金制度を採用する場合の多くは、従来の確定給付型制度からの移行するケースが多い。そこで、確定給付制度における年金資産を確定拠出制度への拠出の原資に当てられる場合には、SFAS88号の「部分清算」にあたるかどうかが問題となる。企業の経営者の意図は、年金資産を支払うことにより従来の確定給付制度における退職給付債務の一部を清算することにあるのは明らかであろう。また、わが国の「退職給付制度間移行等に関する適用指針」においても制度の一部終了として退職給付債務の減少分と未認識項目を一時損益処理することになる。

しかしなら、この点について SFAS88号の一般的解釈では、部分清算も清算の一形態である以上清算の要件を満たさなければならない。その要件とは、次の3つである。(SFAS88,para.3)

- 1) (清算が)取り消し不能な行為であること
- 2) 退職給付に関する主たる債務を事業主(または制度)から開放すること
- 3) 当該債務及び資産のための資産に関連する重要なリスクが除去されること

そこで制度の一部終了が、上記のうち2)の「退職給付に関する主たる債務を事業主(または制度)から開放すること」という清算の要件を満たしているかが問題となる。

すなわち、企業はかかる行為により特定の年金制度加入者について、受給権を有する給付の全額を支払うことにより当該退職給付債務の主たるリスクから解放されなければならない。従って、たとえばある年金制度のすべての加入者についてその確定給付年金制度(における給付の一部)を確定拠出年金制度へ資産移管をともなって移行したとしても、それは特定の加入者に対するその給付の全額の支払ではないため、「清算」にはあたらず「部分清算」は生じないと一般に解されている。しかし、確定給付年金制度の一部を確定拠出年金制度へ資産移管をともなって移行するというわが国で広く行われている制度移行が、「特定の加入者に対するその給付の全額の支払で

はないため部分清算にあたらぬ」とする解釈には筆者は疑問を感じている。確定給付制度の給付の一部を支払いを伴って確定拠出制度に移行するという行為における経営者の意図は明らかに一部清算であると考えられる。また、複数の制度を有する企業がその一部の制度の加入者の全給付を支払う場合には清算にあたらぬとする会計処理と、一つの制度しか有しない企業がその全加入者の一部の給付を支払う場合には清算にあたらぬとする会計処理は、企業の負担となる債務への影響が等しいという同一の経済的実態に対して異なる会計処理を生じさせるということになるからである。さらに、米国基準の解釈からは確定給付年金制度の給付の大半を確定拠出年金制度へ資産移管をともなって移行した場合にも部分清算と扱わず、当該行為から生ずる退職給付債務の増減の影響は給付の改訂(過去勤務債務)と扱うことになるがこれも合理的といえない。なぜなら当該行為は給付の一部を清算したに過ぎず給付額そのものの改訂は生じていないにもかかわらず、過去勤務債務が発生したとして処理することになるからである。

(3) 厚生年金基金の代行返上

厚生年金基金制度は、公的年金としての厚生年金の一部(代行部分)を企業に移管することにより年金資産を私的年金として企業年金(加算部分)と合同運用し給付責任は企業(厚生年金基金)がこれを有するという制度であり、欧米には存在しないわが国特有の制度である。

わが国の退職給付会計基準では、厚生年金基金制度について「実態としては、ひとつの運営主体によって、資産が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算することが難しいこと、母体企業が制度の運営及び維持に実質的に関与しており、過去勤務債務等が発生したときには、通常、全額を母体企業が負担している場合が多いことなどから、企業会計においては、それぞれの部分を区分せずこれを全体として一つの退職給付制度とみなして、財政計算上の計算方法にかかわらず同一の会計処理を適用することとした」(意見書三三(1))としている。その範囲においては、厚生年金基金の代行部分は日米・国際会計基準のいずれにおいても企業の退職給付債務として認識されることになり差異はなく会計処理されてきたといえる。

ところが、ここ数年間で厚生年金基金制度について政府代行部分を国に返還する「代行返上」が多く行われるようになった。代行返上とは、厚生年金基金制度の一部(政府代行部分)について、その退職給付債務と対応する年金資産を国に返還するという経済行為であり、このような行為は退職給付会計においては制度の改訂および部分的な清算として捉えるべきものと考えられる。

米国ではFAS88号「給付建て年金制度の清算と縮小及び雇用終了給付事業主の会計」において、この場合の会計処理を扱っている。しかしながら、厚生年金基金制度が欧米には存在しないわが国特有の制度であることから、FAS88号の適用およびその解釈として米国においてEITF03-2「日本の厚生年金基金制度における政府代行部分返上に関する会計処理」を公表された。

一方周知のように、わが国の退職給付会計における代行返上の会計処理については、日本公認会計士協会から2002年に「会計制度委員会報告第13号『退職給付会計に関する実務指針(中間報告)』の改正として」が公表されている。

そのため、代行返上の会計処理については、図表6に示したように日本基準と米国基準とで異なる会計処理規定が定められ、代行返上という一つのユニークな行為について結果として異なる処理が存在することになっている。

図表6 EITF03-2と実務指針の比較

	実務指針	EITF03-2
将来分支給義務免除の認可の日	退職給付債務が減少(過去勤務債務の発生)	退職給付債務を固定
過去分返上認可の日	退職給付債務と返還相当額の差額、及び代行部分に対応する未認識数理計算上の差異と過去勤務債務を一時損益として認識	なし
返還の日	返還相当額と実際の支払額の差額を一時損益として認識	退職給付債務と実際の支払額との差額、及び代行部分に対応する未認識数理計算上の差異を一時損益としてとして認識

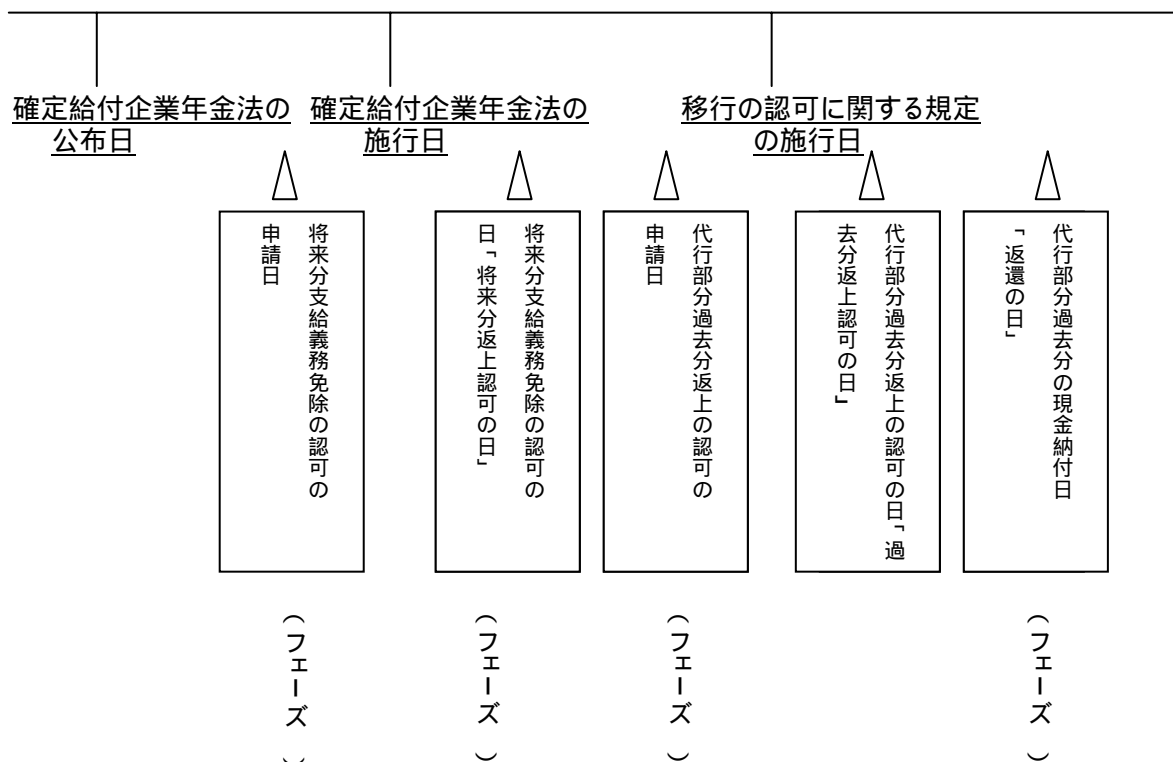
EITF03 - 2による代行返上の処理

代行返上の手続きは次にステップから構成される。

1. 将来分支給義務免除の認可の申請日(フェーズ)
2. 将来分返上認可の日(フェーズ)
3. 過去分返上の認可の申請日(フェーズ)
4. 過去分返上の認可の日
5. 過去分の現金納付日「返還の日」(フェーズ)

代行返上のステップを時系列で示すと図表7で示したようになる。

図表7 代行返上の手続



EITFでは、フェーズ において制度の改訂があったものとみなさず、将来分支給義務免除の認可は、最終的な代行返上(返還の日に実現)の途中の一ステップにすぎないとする。そして、フェーズ においてすべての代行返上にかかる会計処理が行われる(ただし、代行返上以前に発生した未認識過去勤務債務は継続して償却する。)

EITFの処理は、代行返上にかかる損益をその目的達成時(最終的な返還時)であるフェーズ において一時に認識するという点で理解しやすい会計処理となるが、過去に発生した代行返上部分にかかる制度変更による未認識過去勤務債務が一時損益の対象とならず、将来にわたって償却を継続するという問題がある(下記設例参照)。

EITF 03-2 の設例

	返還前	返還の影響	返還後
累積給付債務(ABO)	\$ (10,500)	\$ 5000 *1	\$ (5,500)
将来昇給分の影響	(1600)	750 *2	(850)
予測給付債務(PBO)	(12,100)	5,750	(6,350)
年金資産(時価)	6,420	(3,000) *3	3,420
積立状況	(5,680)	2,750 *4	(2,930)
移行時差額(債務)	50		50
未認識過去勤務債務	(540)		(540)
未認識数理計算上の差異	4,405	(1,941) *5	2,464
退職給付引当金(未払年金費用)	\$ (1,765)	\$ 809	\$ (956)

*1 設例上、返還時の代行部分にかかる ABO を 5,000 とする。

*2 返還時の代行部分にかかる将来昇給部分を 750 とする。

*3 国への返還額(最低責任準備金相当額)

*4 返還部分の債務の時価(PBO)と返還額との差額。このうち将来昇給分を除く額(すなわち(ABO)と返還額との差額(\$2,000)は、国からの補助金となる。

*5 未認識数理計算上の差異(\$4,405) × 返還部分の ABO(\$5,000)/ 加算部分 PBO+返還部分 ABO(\$11,350)

(出典:EITF 03-2 Exhibit A より作成)

設例でもわかるように、EITF03-2では、代行返上の各手続は代行部分にかかる退職給付債務と年金資産を国に返還することにより完結する一つの取引のための一連のステップに過ぎないとして、最終的な返還の日に「清算」(Settlement)の会計処理を行う処理となっている。

具体的な会計処理は次のようになる。

1. 最終返還日直前において加算部分を含む全体の退職給付債務(PBO)と年金資産を再測定する。(その際には、代行部分のPBOに含まれる将来昇給分も計算される。)

2. 返還の日に、代行部分にかかるPBOと未認識数理計算上の差異は一時損益として認識する。(その際、代行部分にかかる未認識数理計算上の差異の計算は、PBO比で行うが分母および分子のそれぞれから代行部分にかかる将来昇給分を除く。)

3. 返上後に残る加算部分についてのPBO、年金資産、未認識過去勤務債務・数理計算上の差異等はFAS87号に従って継続的に会計処理される。また、代行部分についても返上以前に発生した過去勤務債務(および債務側の移行時差額)はFAS87号に従って継続的に会計処理される。

4. 代行部分にかかるABO(PBOから将来昇給分を差し引いた額)と返還額(最適責任準備金相当額)との差額は、退職給付費用に含めずに別の科目(国からの補助金)として開示する。

さらに、代行返上にもなって消滅するPBOのうち将来昇給分についても上記の補助金とは別の科目で開示する。

上述したとおり、代行返上の会計処理については日米でそれぞれ具体的な指針が規定されている。しかしながら、基本的に調和が図られているはずの日米双方の年金に係る会計基準において、厚生年金基金の代行返上という特定の会計事象について異なる会計処理がとられること自体に問題があると思われる。

今後の動向

以上において、わが国の退職給付会計基準等と欧米の年金会計の基準等との相違を概観してきたが、かかる相違がいかなる原因から発生したかを検討することにも意味があると思うが、本稿ではむしろ今後の会計基準統合の方向性について検討することとする。

1. 国際会計基準の改訂

まず、最近の退職給付会計の国際的な動向に目を転ずると、IAS19号は2004年12月に部分改定され、主に数理計算上の差異及び複数事業主制度の会計について変更を加えた。このうち数理計算上の差異に関する変更は従来の年金会計の基本的な特徴ともいえる遅延認識の考え方に疑問を投じたものである。IASB(国際会計基準理事会)は、数理計算上の差異を発生時に全額会計上認識せずこれを遅延認識する会計は結果として負債(及び資産)の概念に合致しないものを貸借対照表に計上することとなり、IASBの財務諸表の作成と表示のフレームワークと整合しないとしている。

英国の退職給付会計基準(FRS17号)では、数理計算上の差異は発生時に全額を損益計算書の外(総認識利得・損失計算書)で認識することとしている。

改訂IAS19号では数理計算上の差異の会計処理について、従来のコリドー・アプローチによる遅延認識による方法とFRS17号のような損益計算書の外での即時認識による方法の双方を認め

ている(IAS19号、パラグラフ93A - 93D)。

数理計算上の差異や過去勤務債務を遅延認識するという各国の現行の年金会計基準の基本的な処理が、全体を整合させる会計上の資産・負債の概念と異なる結果をもたらすという問題は、近い将来国際的な年金会計基準に抜本的な改正が行われる可能性を示唆している。

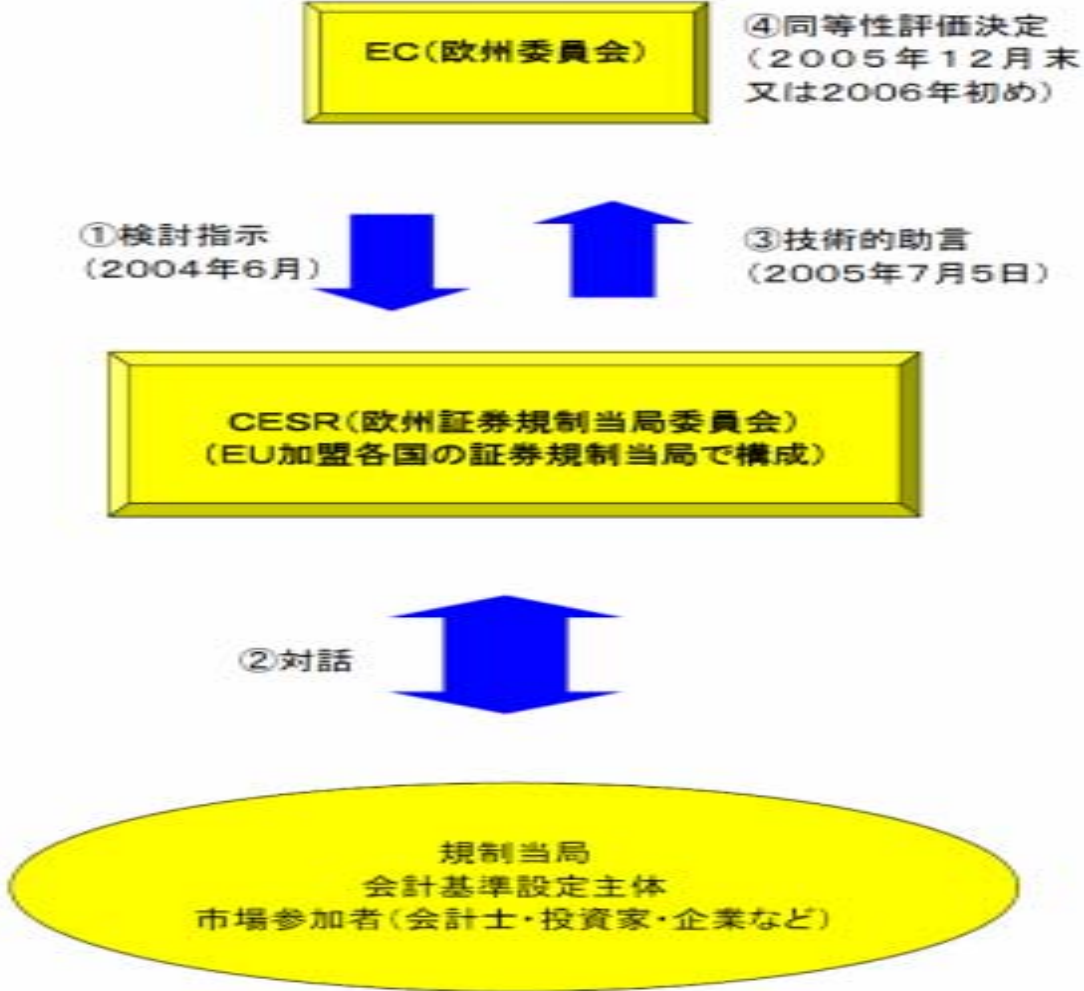
2. CESRによる同等性評価の影響

周知のように、2005年1月1日よりEU域内の公開会社は、財務諸表を国際財務報告基準(IFRS)により作成して公表することになった。(いわゆる「2005年問題」)

さらに、欧州委員会(EC)から委託を受けた欧州証券規制当局委員会(CESR)は、日本・米国・カナダの3カ国の会計基準・実務とIFRSのそれとの同等性に関する評価・検討を行い、2005年7月にECに対する技術的助言として公表した。

CESRは、日本基準の同等性評価に当たってわが国の規制当局(金融庁)、会計基準設定主体(財務会計基準機構)や市場参加者(日本公認会計士協会、投資家、企業代表等)と接触して詳細な検討を実施した。(そのプロセスについては、図表8参照)

図表8 EUによる会計基準の同等性評価プロセス
金融庁ホームページより転載



ECは当該技術的助言をふまえて今後検討を行い、最終結論を2005年末あるいは2006年初頭に出す予定となっている。

従来、欧州市場で資金調達する日本企業に対しては日本基準による財務諸表を用いることが認められていたが、2007年以後は日本基準がIFRSと同等であると認められない限り日本基準の適用ができなくなり、日本企業はIFRSによる財務諸表の作成あるいは追加開示を要求されるという問題が明らかとなった。これがいわゆる「IFRS 2007年問題」である。

CESRの助言では、日本基準はIFRSと「全体として」同等であるとしているものの、重要な基準差異については補完措置(remedy)として追加開示が必要であると提示している。補完措置には以下の3種類があり、各会計基準(の差異)ごとにいずれかの補完措置を適用することとされている。

- 1) 開示 A(質的 and/or 数量開示)
- 2) 開示 B(取引・事象のインパクトに関する数量開示)
- 3) 補完計算書(プロフォーマ)

このアドバイス内容の適用は2007年1月以後開始する事業年度と予定されており、3月決算の日本企業であれば2008年3月期から適用となると考えられる。しかし、最低1年分の比較情報が要求されているため、3月決算の場合2007年3月期の情報も要求されるので留意する必要がある。

なお、対象となる企業の詳細は未定だが、株式を上場している企業のみならず債券を発行している企業も含まれるものと思われる。

CESRの技術的助言のポイントは下記のとおりである。

(1) 日本基準は「全体として」IFRSと同等であるが、補完措置(remedy)として差異について追加開示が要求される。

(2) 補完措置の適用は各企業の判断で行う。

判断のベースは、補完措置が各企業の財政状態に関連していて(relevant)、かつ重要性がある(material)かどうかによる。

(3) 2007年1月以後に開始する事業年度から適用する。

まず(1)の日本基準は「全体として」IFRSと同等であるという指摘している点であるが、「全体として」同等であるとしながらも、日本基準とIFRSとの差異について補完措置(remedy)として追加開示を求めている。すなわち同等であるというものの、一部の重要な差異については金額ないし文章による説明あるいは別途補完計算書を追加して開示するよう要求しているのである。

なお、助言では、これらの補完措置によってIFRSに準拠した財務諸表を作成させるようなことは想定していない旨が明記されている。すなわち、現行の日本基準による財務諸表をIFRSと全面的

に同等と認めるのでもなく、また全面的に修正開示 (Restatement) することも要求していない。

次に(2)の 補完措置の適用については、同助言によると補完措置には下記の 3 種類があり、基準の差異ごとにいずれの補完措置を使用するかが示されている。補完措置は財務諸表の注記とするか、あるいは別の報告書とすることとされ、いずれも会計士の監査対象となるとされている。

(a) 開示 A

「質的 and/or 数量開示」であり、日本基準における開示を補足するための情報開示を行う。例として以下の3つが挙げられている。

- (i) 取引・事象・処理方法に関する説明
- (ii) 取引・事象の認識・測定に際して使用した仮定、評価方法の説明
- (iii) 資産の公正価値情報(日本基準で開示されていない場合)

これらは、日本基準の処理をよりよく投資家が理解できるようにするための開示であり、日本基準で処理した取引や事象を IFRS で再測定するようなことは要求されていない。開示 A は認識・測定の原則が IFRS に類似しており、詳細レベルで差異が生じている場合に有用であるとされている。

(b) 開示 B

開示 B のレベルは「取引・事象のインパクトに関する数量開示」であり、特定の取引・事象が IFRS に従って処理された場合の影響額を開示する。利益または株主資本に関する日本基準の金額との差異について、税効果考慮前および考慮後の数字をそれぞれ開示する。

(c) 補完計算書 (プロフォーマ)

IFRS に準拠していない項目について限定的に修正再表示を行うもので、プロフォーマと呼ばれる。要約貸借対照表、要約損益計算書、要約キャッシュフロー計算書を追加説明とともに開示する。

なお、基準差異ごとに上記のいずれの補完措置が必要となるかは、図表9のとおりである。

図表9 CESR による補完措置の種類と該当する基準等

補完措置	会計基準等
開示 A	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式報酬 - 将来の基準との差異 ● 少数株主持分 ● 段階取得 ● 異常災害準備金 ● 工事契約 ● 不良債権 ● 資産除却債務 ● 従業員給付 ● のれんの換算 ● 公正価値の開示 ● 減損戻し入れ ● 廃棄費用 ● 投資不動産
開示 B	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式報酬 現行基準との差異 ● 交換日 ● 取得した研究開発費 ● 負ののれん ● 後入先出法(LIFO)の使用、原価法 ● 関連会社の会計方針の統一 ● 減損テスト - 割引前のキャッシュフローの使用 ● 開発費の資産化 ● 農業
補完計算書	<ul style="list-style-type: none"> ● 持分プーリング法 ● 連結の範囲(SPE) ● 子会社の会計方針の統一
将来の検討課題	金融商品(おそらく開示 A)

なお、この表に記載されている補完措置の種類と該当する基準等の一覧は包括的なものではなく、それ以外にも差異があれば企業の判断で開示すべきとされているので留意を要する。

最後に(3)の適用時期についてであるが、上述した追加開示要求は2007年1月以後に開始する事業年度から適用されることになる。3月決算の日本企業の場合は2008年3月期からということになる。また、最低限1年分の比較情報が必要とされているため、3月決算の場合2007年3月期も対象となるものと考えられる。

ところで、CESR の助言では、図表9で示したように退職給付(従業員給付)会計基準は開示Aに分類されているが、具体的には次のように検討されている。

1. 移行時差異の処理

日本の退職給付会計基準は、2000年4月より導入されたが、その際の初年度適用時の会計基準変更時差異は15年以内の一定年数で償却されるため、最長2015年まで影響が残る。

しかし、多くの日本企業は、15年より短い償却年数を選択したか即時償却を選択した。また、会計基準変更時差異の未償却残高は注記において開示される。

一方、国際会計基準(IAS)19号では、移行時差額は導入から5年で償却される。しかし、当該差異については注記で開示されれば、投資家の意思決定にとっては十分な情報となるとして、これを重要な差異と扱っていない。

2. 数理計算上の差異の償却

IAS19号では回廊方式(コリドーアプローチ)を採用しているのに対し、日本の会計基準は重要性基準方式を採用している。すなわちIASでは年金債務と年金資産の数理計算上の差異の未償却累計額のうち、年金債務と年金資産のいずれか大きい方の10%以内の部分は償却しないことができる(回廊アプローチ)。(§92)

10%超過額は、従業員の残存勤続年数にわたる均等償却が最低限要求される。これより早期の償却となる規則的償却は、一括償却を含めてすべて認められる。(§93) 日本基準では回廊アプローチは採用されておらず、数理計算上の差異は全額償却の対象となる。

しかし、IASにおいて回廊方式を採用しないオプションも認められており、その意味では日本基準の方法もIASに準拠した方法の一つということができるため、重要な差異とはいえないとしている。

3. 代行返上

厚生年金基金の債務のうち政府代行部分を国に返還する「代行返上」時の会計について、日本基準は清算にかかる数理計算上の差異の一部が未償却のまま残ることがあり、また清算の認識の時点が異なる問題がある。しかし、これは厚生年金保険法による法的手続きと密接に関係した固有の問題と関係している。

この点については、国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)が2003年4月に検討したが、実務上広範囲にわたる重要な問題は提起されなかった。また、この問題は2007年までの間に重要な問題とならなくなっているであろうとした上で、もし2007年においても重要な影響があれば適切な注記による開示を求めて当該日本基準の固有な問題を投資家に情報提供すべきであろうとしている。

4. 割引率の設定

わが国の基準及び実務では、退職給付債務・退職給付費用を算定する際に用いられる割引率の決定にあたっては必ずしも期末時点の市場利率でなく過去の一定期間の利回りに変動を考慮して決定することができる。このような平準化の措置はIAS19号のもとでは認められない。

この点についてCESRのアドバイスでは、最近数年間の日本の市場金利は低水準で推移しているため当該差異による影響は大きくないであろうとしながらも、今後その影響が大きくなる可能性もあるとして、その場合には、追加の開示(開示A)が必要であろうと結論づけている。

おわりに

退職給付会計基準の国際比較という視点から、わが国の退職給付に係る会計基準及びその適用の実務を、国際的な基準として主にIAS19号と米国のFASB87号、88号と比較してきた。

また最近の会計基準を取り巻く動向としてIAS19号の改訂やCESRの技術的アドバイスについても検討した。世界の大きな会計の潮流は、会計基準の相互承認の方向でなく共通化(統一化)の方向にあることはわが国の制度会計にとっても軽視できない事実である。(図表10参照)

現在、米国市場では外国企業に対して米国基準での財務諸表開示を要求しているが、FASBとIASBは米国基準と国際会計基準を数年以内に共通化する統合プロジェクトを進めており、さらにIASBはわが国のASBJとの間で日欧間の会計基準統合に向けて同様の統合プロジェクトをスタートさせている。

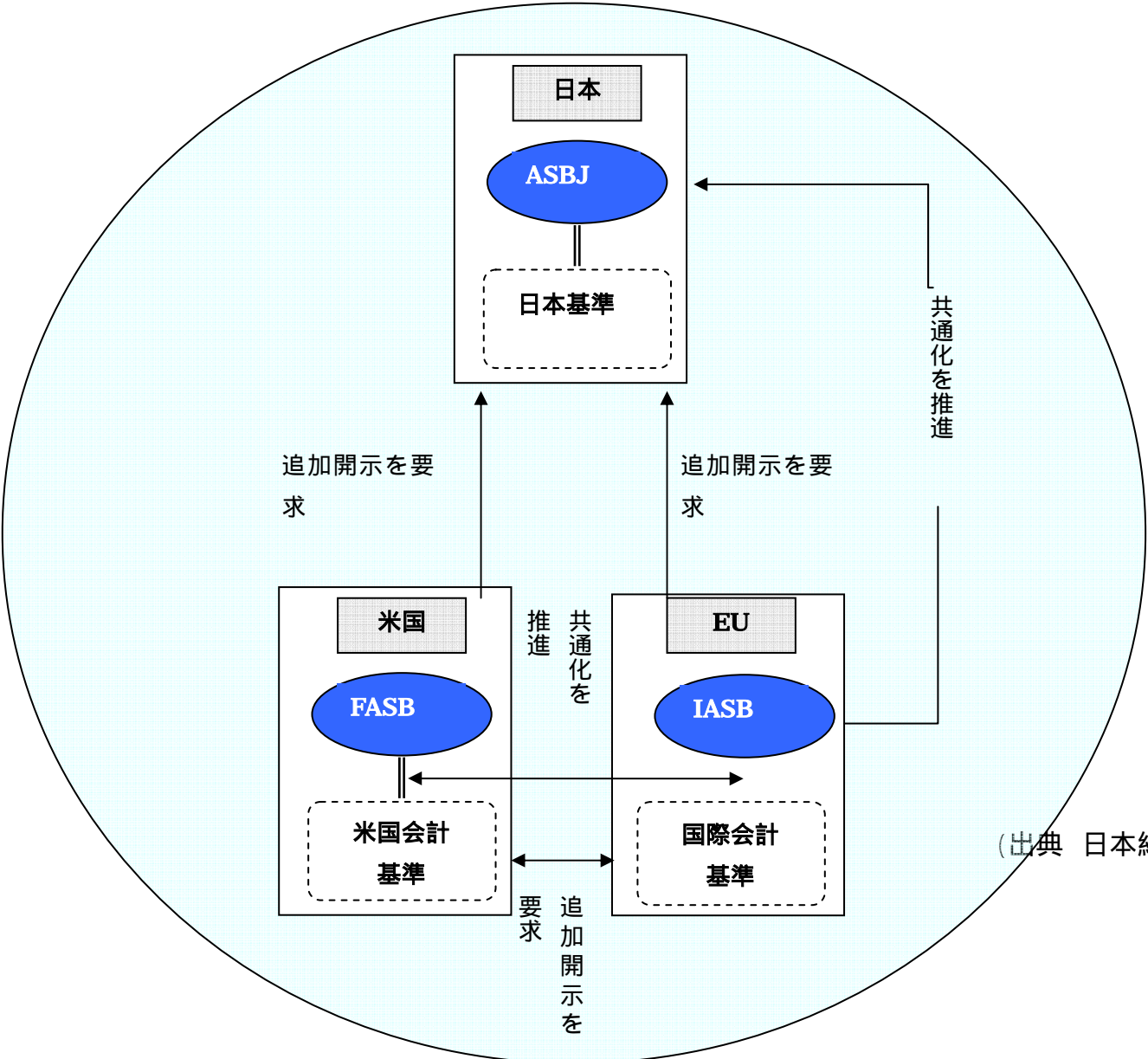
かかる会計基準の国際的潮流の中で退職給付会計(年金会計)は、年金・退職給付制度自体が世界の各国によって異なっているために統一的な会計基準を規定することの技術的困難さを内包している。

しかし、企業活動や金融市場のグローバル化は、投資家などの企業のステークホルダーに対して有用な会計情報を提供することが今や経営者の最も重要な責任の一つとなっており、財務諸表の比較可能性を担保するためには会計基準は統一すべきであるというのが現在の世界の潮流であると言えるであろう。そもそも国際会計基準制定の経緯の中からは、各国の経済や制度が必ずしも共通でないという認識のもとに、これを会計的に測定する共通の「モノサシ」として会計基準を位置づけようとする意図が見受けられる。

一方日本国内では、わが国の経済制度や企業文化等の固有性を理由に日本独自の会計基準の存在の必要性も主張されている。その場合には財務諸表の国際的比較性の観点からわが国固有の会計基準の制定が有用であるという論拠を世界の投資家に向かって説明できる準備が必要であろう。

以上

図表10 世界の会計基準の共通化の流れ



(出典 日本経済新聞2005年7月21日朝刊)

(主な参考文献)

「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会)	平成10年6月
「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会)	平成11年9月
「厚生年金代行返上に関する実務指針の改正」(日本公認会計士協会)	平成13年12月
「退職給付制度間移行等に関する適用指針」(企業会計基準委員会)	平成14年1月
今福愛志『企業年金会計の国際比較』中央経済社	平成8年3月
年金会計研究委員会『年金会計をめぐる論点』企業財務制度委員会	1997年7月
小澤元秀『EITF03-2の(米国基準による代行返上の会計処理)概要 と今期決算の留意点』『経理情報』中央経済社	2004年4月
「米国会計基準における年金制度移行の会計処理」『経理情報』 中央経済社	2004年9月

Financial Accounting Standards Board, SFASNo.87, Employer's Accounting for Pensions, December 1985(三菱信託銀行FAS研究会訳『米国の年金会計基準と適用指針』白桃書房1997年6月)

, SFASNo.88, Employer's Accounting for Settlements and Curtailments of Defined Benefit Pension Plans and Termination Benefits, December 1985(同上)

International Accounting Standards Committee, IASNo.19, Employee benefits, February 1998
(日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準 従業員給付』)

, IASNo.19, Employee benefits (revised), December 2004

The Committee of European Securities Regulators(CESR), Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information, June 2005